

# 吹田市PPP/PFI手法導入優先的検討基本方針

平成30年7月策定  
令和2年4月改正

吹田市

平成27年12月15日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI（※1）手法を拡大することが必要である」とされていることや、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）（※2）を踏まえ、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が決定された。

当該指針を踏まえ、平成27年12月17日付けで、内閣府及び総務省から、人口20万人以上の地方公共団体において、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討する要領の策定が要請された。

これらを受け、本市においては、効果的かつ効率的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、個々の公共施設等の整備等において、PPP/PFI手法の導入が適切かを検討するための基本方針を次のように定める。

※1「PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）」とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームであり、「PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」とは、公共施設等の設計、建設、維持管理又は運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること

※2「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、「PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされた。

## 1 総則

### （1）目的

本基本方針は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、効果的かつ効率的に公共施設等の整備等をするとともに、市民に対するサービス水準の維持向上を図ることを目的とする。

### （2）定義

本基本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ア PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

イ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等

ウ 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

エ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等

オ 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権

カ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。

キ 優先的検討 本基本方針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

(3) 対象とするPPP/PFI手法

本基本方針の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

<p>ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法</p>	<p>公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O（運営等Operate）方式</p>
<p>イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法</p>	<p>BT0方式（建設Build-移転Transfer-運営等Operate） BOT方式（建設Build-運営等Operate-移転Transfer） BOO方式（建設Build-所有Own-運営等Operate） DBO方式（設計Design-建設Build-運営等Operate） RO方式（改修Rehabilitate-運営等Operate） ESCO</p>
<p>ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法</p>	<p>BT方式（建設Build-移転Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。）</p>

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画を策定等する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

3 優先的検討の対象とする公共施設整備事業

次の（1）及び（2）に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

(1) 次のいずれかに該当する公共施設整備事業

- ア 建築物又はインフラ・プラントの整備等に関する事業
- イ 利用に伴う料金の徴収を行う公共施設整備事業

(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

- ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

(3) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

ア 本基本方針以外の方法で、PPP/PFI手法の導入が適切かを検討する公共施設整備事業

イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

エ 災害復旧事業又は喫緊の課題解決のために行う事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

オ 民間事業者への意見聴取や類似事例の調査によって、市場ニーズがない、又は民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる公共施設整備事業

4 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

事業担当部局は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

事業手法の選択の際、事業担当部局は、事業規模の検討、補助金の有無の調査等を行い、行政経営部又は都市計画部と事前に協議を行うものとする。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

事業担当部局は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

ア 指定管理者制度 次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略

イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBT0方式 次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

ウ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

エ 当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合 次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

## 5 簡易な検討

事業担当部局は、PPP/PFI手法簡易検討調書（様式第1号）により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる定性的な評価及び定量的な評価をもとに、採用手法の導入の適否を総合的に評価するものとする。

4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について総合的に評価するものとする。

### (1) 定性的な評価

事業担当部局は、次に掲げる項目について評価するものとする。

- ア 市民サービス向上の可能性
- イ 類似事例の調査を踏まえた評価
- ウ 民間事業者の創意工夫の活用性
- エ 民間事業者の参画の可能性
- オ 制度的制約
- カ 時間的制約
- キ 事業目的達成の実現性

### (2) 定量的な評価

事業担当部局は、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を評価するものとする。

- ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 民間事業者の適正な利益及び配当
- エ 調査に要する費用
- オ 資金調達に要する費用
- カ 利用に伴う料金収入

## 6 詳細な検討

事業担当部局は、5の簡易な検討において採用手法の導入が適していると評価された公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額等を比較し、採用手法の導入の適否を総合的に評価するものとする。

## 7 評価結果の公表

事業担当部局は、簡易な検討又は詳細な検討結果について、適切な時期に市ホームページで公表するものとする。

様式第1号（5関係）

PPP/PFI手法簡易検討調書

1 対象事業の特定

項目	内容
事業名	
担当部署	
事業目的	
事業内容	
事業の必要性	
事業費	
採用手法	

2 簡易な検討（定性的な評価）

項目	内容
市民サービス向上の可能性	
類似事例の調査を踏まえた評価	
民間事業者の創意工夫の活用性	
民間事業者の参画の可能性	
制度的制約	
時間的制約	
事業目的達成の実現性	

### 3 簡易な検討（定量的な評価）

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI手法)
整備等（運営等を 除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用に伴う 料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

### 4 簡易な検討（総合的な検討結果）

--